

藝林 GEI RIN

第六十二卷 第二号

平成二十五年十月

伊勢神宮の式年遷宮制度

延暦二十三年（八〇四）提出『皇大神宮儀式帳』

○「常限二十箇年一度新宮遷奉。造宮使（四等官五人と長上・番上工四十一人、省略）参入来、即取吉日、二所太神宮（皇大神宮・豊受大神宮）拜奉。……」

※（ ）内は私注

延長五年（九二七）撰進『延喜式』大神宮式

A 「凡太神宮、二十年一度造替正殿・宮殿及外幣殿（一度会宮及別宮・余社、造神殿之年限准此）。皆採新材構造。自外諸院新旧通用（宮地定置一処、至年限更遷。……） ※（ ）内は原注

B 「凡太神宮年限満ち修造一者、遣使（造宮使二人、省略）孟冬（十月）始作之。神宮七院（両本宮と五別宮）・社十二処（朝熊社以下之摂社等、省略）。……自余諸社（末社等）、宮司修理。」

※『延喜式』臨時祭式「凡諸国神社隨破修理。但撰津国住吉、下総国香取、常陸国鹿嶋等神社正殿、二十年一度改造。……」

持統女帝四年（六九〇）を初回とする伊勢神宮の式年造替は、平安初頭までに朝廷の事業として恒例化し制度化されていた。それが戦国時代の中断を乗り越えて、今秋十月、第六十二回を迎える。